

○山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付要綱

平成19年6月28日告示第11号

改正

平成23年6月30日告示第56号

平成27年3月31日告示第42号

令和元年7月1日告示第60号

山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して妊娠できる環境を整備するとともに、少子化対策の充実を図り、不妊及び不育症治療を行っている夫婦の経済負担の軽減を図るため不妊及び不育症治療を行っている者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当すると認められる夫婦とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日に、夫婦の双方又は一方が山ノ内町に1年以上住所を有する者であり、不妊及び不育症治療を行っている夫婦。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「医療保険各法」という。)に規定する被保険者又は、被扶養者であること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする不妊治療等について、他市町村(特別区を含む。)が実施する補助金を受けていない者。

2 この要綱において「夫婦」とは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による届出を行った男女及び外国人登録原票等により婚姻が確認できる男女をいう。

（補助金の額）

第3条 補助金の交付となる経費及び補助金額は次の表とおりにする。

対象経費	補助金額
当該夫婦の不妊治療・不育症治療に係る保険診療一部負担金及び医療保険適用外医療費の合計額（入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は除く。）とする。ただし、医療保険各法の規定に基づく保険者又は共済組合の規定等に定めるところにより保険給付に準ずる給付がされている額は控除するものとする。	対象経費の10割とし、30万円を上限とする。ただし、長野県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱（平成27年3月25日付け26保疾第1118号長野県健康福祉部長通知）及び長野県不育症治療支援事業実施要綱（平成27年3月25日付け26保疾第1119号長野県健康福祉部長通知）に基づき助成を受けている場合は、県の助成額を差し引いた2分の1の額を対象とする。

2 補助金の交付は、同一年度内1回に限り、同一の夫婦に対し通算して5回を限度とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第4条 この事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、補助事業年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。ただし、医療機関を変更した場合は、申請書及び証明書を新たに提出しなければならない。

(1) 山ノ内町不妊及び不育症治療補助事業医師証明書（様式第2号）

(2) 山ノ内町不妊及び不育症治療補助事業医療費等証明書（様式第3号）

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書兼実績報告書は、補助の対象となる治療が終了した日の属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知(様式第4号)するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 前条による決定を受けた者が補助を受けようとするときは、山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日以降に行われた不妊治療について適用する。

附 則(平成23年6月30日告示第56号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日以降に行われた不妊治療について適用する。

附 則(平成27年3月31日告示第42号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、施行日以前に補助金交付対象となった者も適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第60号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、平成31年4月1日以降に行われた治療について適用し、この要綱の施行の際、現に改正前の山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に基づき補助金の交付を受けた者で、改正後の山ノ内町不妊及び不育症治療補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）に基づき補助金を受けようとする者の交付回数の算定については、旧要綱及び新要綱による交付回数を通算して計算するものとする。